

## 【地方交付税の改革に関する緊急決議（平成18年6月）】

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であり、その着実な実施を図ることが求められている。そのためには、安定した地方財政基盤の確立が必要であり、その根幹をなす地方交付税制度によって、国民生活に直結する基本的な行政サービスが提供できるよう、地域間の格差を調整し、財源が保障されなければならない。

しかしながら、国の歳出・歳入一体改革においては、経済財政諮問会議などで地方交付税の法定率の引き下げや、「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名の下に、地方交付税総額を今後5年間、現在の水準以下に抑制することなどが議論されている。そもそも、地方交付税は国が地方に代わって徴収した地方税を一定の合理的な基準により再配分する地方固有の財源である。また地方の歳出は、国が法令などによりその実施を義務付けたり、国庫補助負担金に併せて支出するものなど、大半は国が関与する経費で占められていることから、まずその見直しの議論を行うべきであり、一方的に地方交付税の削減を行うことは、制度の本質論を無視したものである。

また、地方に大幅な歳出削減を押しつけることは、市町村合併の推進をはじめ行政組織の再編統合や職員数の削減など、これまで地方が懸命に行財政改革に取り組み、国を上回る歳出削減を実施してきた努力を認識していないばかりか、国の財政破綻回避のための一方的な地方への負担転嫁としか考えられないものであり、地方として到底受認できないものである。

今後、政府におかれては、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方公共団体の実情を十分認識し、誠意をもって地方六団体と協議を尽くし、地方分権時代に相応しい地方財政基盤が確立されるよう、次の事項について九州地方知事会として、強く要請する。

1. 地方交付税は、国が定めた一定水準の行政サービスを享受できるようにするため資源の再配分を行う地方固有の財源であり、最終支出である社会保障費などの具体的な削減方策や、国・県・市町村の役割分担の明確化を示すことなく、中間支出である地方交付税の削減の数値目標を設定することは本末転倒であり、法定率の引き下げなど削減ありきの交付税見直しは行わないこと。

2. 配分方式の検討にあたっては、人口・面積のみによる配分方法など地方の実情にそぐわない極端な簡素化は行わず、地域住民へのサービス提供に支障が生じないように対応するとともに、財政力の弱い地方公共団体に対しては、引き続き地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能が十分に発揮されるよう制度の根幹を堅持すること。
3. これまで国の政策誘導のために行われてきた景気対策や政策減税、財政対策において、国が後年度財源措置するとした約束分については、確実に財源措置を行うこと。
4. 地方は、今後も一層の効率的な行財政改革に努める決意であるが、地方の歳出の大部分は国の義務付けや、基準の設定などが行われており、このような経費については、国・地方が一体となって歳出削減に取り組むことが必要である。このため、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の排除等について積極的に取り組むこと。

平成18年6月

九州地方知事会

会長	長崎県知事	金子	原二郎
副会長	熊本県知事	潮谷	義子
	福岡県知事	麻生	渡
	佐賀県知事	古川	康
	大分県知事	広瀬	勝貞
	宮崎県知事	安藤	忠恕
	鹿児島県知事	伊藤	祐一郎
	沖縄県知事	稲嶺	恵一
	山口県知事	二井	関成